

いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

本方針でめざす生徒像 教 育 目 標 自ら動こう 仲間と共に 高め合おう 我らが富中

いじめの防止等に関する基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> いじめは絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会であっても「いじめは、いじめる側が悪い」という明快な一事を、毅然とした態度で行きわたらせる。 全ての生徒が、自己肯定感や充実感を感じながら安心して生活したり、学習に取り組んだりすることができ、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。 全ての生徒が、いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、いじめ問題に関して里狩りを深められるよう、お互いを尊重し合う意識や態度を育む。 いじめは、どの学校、どの生徒にも起こり得ることから、いじめが生徒の権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。

保護者との連携
<ul style="list-style-type: none"> PTA総会での説明や学校だより等を通じて、いじめに関する情報を適切に提供する。 いじめが確認された場合は、いじめを受けた生徒と保護者に対する支援やいじめを行った生徒と保護者に対する助言を行う。

いじめ対策委員会
<ul style="list-style-type: none"> いじめの防止等に関する措置を全職員が一致協力し、実行的に行うため、その中核となる組織として設置。 管理職、教務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター 必要に応じ、担任、カウンセラー等が参加する。 関係機関との連携の窓口とする。

関係機関等との連携
<ul style="list-style-type: none"> 犯罪行為として取り扱われるべきものであれば、躊躇することなく警察と連携する。 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

	学校（教職員・生徒）の取組	保護者・地域の取組
①いじめの未然防止について	【教職員】 <ul style="list-style-type: none"> わかる、できる喜びを味わえる授業を実践し生徒の自己有用感を高める。 生徒や保護者から悩みや相談をされる人間関係を築く。 お互いを尊重し、認め合い、思いやりのある人間関係を道徳や普段の生活の中で築く。 正しい判断力（自己指導能力）を身に付ける。 生命の尊さ、インターネットの危険やSNSのモラルについて指導する。 奉仕体験活動に積極的に取り組ませる。 【生 徒】 <ul style="list-style-type: none"> 生徒会による自治活動をすすめ、挨拶運動や人権アンケートをする。 お互いを認め、注意し合える集団をつくる。 	【保護者】 <ul style="list-style-type: none"> 人を傷つけることの重大さを日頃から子どもに教える。 家庭内での挨拶やしつけを行う。 携帯電話やインターネットを使う際のルールを決める。 【地 域】 <ul style="list-style-type: none"> 様々な体験活動を通して、集団の一員としての自覚や自信を育てる。 地域の子どもは地域で育てる。 大人からも挨拶や声かけを行う。
②いじめの早期発見について	【教職員】 <ul style="list-style-type: none"> 全職員で常に生徒の表情や様子などに心を配り、変化がある場合は話を聞き、全職員で情報を共有し対応する。 教育相談（学期1回）やチャンス相談、生活アンケート（毎月）を実施し、情報の収集に努める。 	【保護者】 <ul style="list-style-type: none"> 表情や態度を観察し、異変などに気がつくように心掛ける。 服装の汚れや乱れ、持ち物が無くなっていないかなど観察する。 悩みは何でも相談できるような雰囲気や普段から作っておく。

	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や被害者、傍観者が自分から教職員などに話や相談をできる雰囲気をつくる。 相談窓口（SC、いじめ対策指導員等）を周知し、教職員にも相談できる雰囲気をつくる。 【生徒】 <ul style="list-style-type: none"> 被害者や傍観者らが自らの悩みや相談を教職員などに訴える。 周囲の人たちが異変に気づき訴える。 生徒会による人権アンケートを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校や他の保護者との連携を深め、情報等が入ってくるようにする。 【地域】 <ul style="list-style-type: none"> いじめの様子等を見かけた場合は、その場で声かけ等をする。 登下校中の児童生徒の様子を観察し、気になることがあったら学校へ連絡する。
	学校（教職員・生徒）の取組	保護者・地域の取組
③いじめ問題に関する取組	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> つらく苦しい気持ちに共感し「いじめから全力で守ること」を約束し、被害者の精神的・身体的な安心と安全を確保する。 正確な情報の収集に努め、身体的・精神的な被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。 継続的な経過観察を行うとともに、被害者との教育相談や保護者との連絡・連携を密にする。（保護者の精神的なストレスを和らげる）
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 いじめた側にも目標を持たせ、慈愛の精神で寄り添い、心の成長を支援する。
	観衆（同調者）・傍観者（無関心者）	<ul style="list-style-type: none"> 同調したり、傍観したりすることはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童生徒の苦しみを理解させる。 思いやりの気持ちを行動に移す勇気の大切さと尊さを理解させる。 自らの意思で正しく判断し行動することの大切さを理解させる。
④その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を学校評議員会等に報告する。 	